

令和7年度第2回こどもの権利部会 会議録

日時

令和7年12月16日（火）午前10時から11時55分まで

場所

流山市役所第1庁舎3階庁議室

出席委員

半田 勝久委員、小菅 恒夫委員、仁科 遥花委員、伊ヶ崎 さおり委員、
田中 由実委員、小澤 孝江委員

欠席委員

なし

傍聴者

2名

事務局

富安子ども家庭部長、伊原健康福祉部長、平尾子ども家庭課長、渡邊健康増進課長、鷺尾子ども家庭課子ども政策室長、山崎子ども家庭課主査、北根子ども家庭課主任主事、賀上子ども家庭課主事、梅田子ども家庭課会計年度任用職員

議題

- (1) こどもの権利の視点から行う事業評価方法の検討
- (2) こども・若者の意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）の作成検討

配付資料

資料1-1：こどもの権利の視点から行う事業評価方法の検討

資料1-2：流山市こども計画個別事業一覧

資料1-3：会議スケジュール

資料2：こども・若者の意見表明・参加に関する手引き（序内向け）の作成検討

参考資料1：中野区子ども総合計画 事業評価対象事業一覧

参考資料2：多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査研究（こども家庭庁）

議事録《概要》

（1）こどもの権利の視点から行う事業評価方法の検討

1 評価対象事業の選定

【概要】

- 「流山市こども計画」に基づき、こどもの権利の視点から行う事業評価について、評価対象となる事業の選び方や評価方法について検討した。
- 中野区の取り組みを参考にしつつ、流山市独自に評価対象事業を検討した。
- 障害のある子や乳幼児、部活動の地域移行に伴うこどもの声をどう事業に反映するか検討した。

【主な意見】

《半田委員》

- ・ 評価対象事業は、中野区の例を参考にしつつ、流山市で独自に対象を追加して検討した方が良い。
- ・ 子どもの権利条約の5つの視点（生命・発達、意見表明、差別の禁止、最善の利益、1人の人としての尊重）を評価軸にするのがよい。
- ・ こどもの意見をどう事業に反映するかが重要で、評価を通して改善点を見つけることができる。
- ・ 部活動の地域移行や指導者への研修などにも、こどもの権利の視点を取り入れる必要がある。

《鷺尾室長（事務局）》

- ・ 資料1—2の中で網掛けした事業は中野区を参考に「評価が可能」と判断したもの。
- ・ 全事業において、こどもの権利を意識した評価が必要だと考えている。
- ・ 各担当課に事業評価をしていただく前段として、評価前にこどもの

権利や意見表明の必要性について、来年度、職員向け研修を行う予定である。この研修でも活用するために現在、「子どもの意見表明・参加に関する手引き」を作成しており、その中で、子どもの権利の視点を全事業で意識してもらう予定である。

《小澤委員》

- ・ 部活動の地域移行では、大人の意見ばかりが優先され、子どもの声が置き去りになっていると感じる。
- ・ 「地域こども活動の支援」「市民活動団体の育成」「少年スポーツ団体の育成」なども評価対象に入れるべき。

《小菅委員》

- ・ 評価対象に入らなかった事業でも、子どもの権利の視点を全事業評価シートに薄くでも入れてはいかがか。そうすることで、担当課が子どもの視点を意識する機会が増え、抜け落ちを防げる。

《伊ヶ崎委員》

- ・ 「父親の家事・子育て参加」と「男女共同参画社会づくり」は関連が深く、評価対象として扱うべき。
- ・ 「養育費確保支援事業」は法改正もあり、課題が多いため、しっかり検討する必要がある。

《田中委員》

- ・ ファミリー・サポート・センターでは、すでに子どもの権利や虐待防止の研修を行っている。
- ・ 一時預かり事業や地域子育て支援拠点なども、子どもの権利の視点を入れるべきだが、対象を広げすぎると全事業が対象になってしまい難しさがある。

《仁科委員》

- ・ 障害のある子への支援では、大人の都合で決められてしまうことが多い。「子どもの利益が守られているか」を基準に、評価対象に入れるかどうかを判断すべき。

【決定事項】

- 評価対象として追加検討する事業案として、以下が挙げられた。
 - 43：ファミリー・サポート・センター
 - 47：父親の家事・子育て参加
 - 48：家庭教育講座
 - 49：子どもの発達相談

- 50：障害児相談支援事業
 - 67：子どものための養育費確保等支援事業
 - 70：保育所等における要配慮児の受入促進
 - 71：医療的ケア児の受入れ
 - 72：児童発達支援センターの運営
 - 73：保育所等訪問支援
 - 86：特別支援教育の推進
 - 95：幼児教育・保育に関する研究・研修
 - 96：保育士研修
 - 97：子育て支援員研修
 - 103：幼保小の連携
 - 110：地域こども活動の支援
 - 111：市民活動団体の育成・推進
 - 112：少年スポーツ団体の育成
 - 132：男女共同参画社会づくり
- 評価対象外の事業にも、子どもの権利の視点を薄くでも取り入れるべきという意見が共有され、今後の検討課題となった。
 - 事務局と部会長が議論で挙げられた評価対象事業を検討し、最終決定に向けてフィードバックを行う。
 - 全事業において、子どもの権利を意識した評価ができるよう、職員向け手引きと研修を進める。

2 評価手法の検討

【概要】

- 流山市の事業を子どもの権利の視点から評価するため、どのような評価項目を設定し、評価の進め方（手順）をどうするかを話し合った。
- 中野区の評価方法を参考にしつつ、「流山市こども計画」で示された5つの理念に沿って評価項目を検討した。
- 子どもの意見だけでなく、意見を伝えにくい子どもを支える大人の意見をどう扱うか。また、事業の効果を「子ども」「大人」「地域」など広い視点で見る必要性も議論された。
- 評価の手順（PDCAサイクル）についても確認し、研修 → 評価 → 部会での審議 → 担当課へフィードバック・修正 → 部会・本会議への報告 → 公表という流れを共有した。

【主な意見】

《半田委員》

- ・ 中野区の評価項目（意見表明・広報・最善の利益など）は、流山市の5つの理念に含めて整理できる。
- ・ 「広報・周知」は「差別のないこと」や「意見の尊重」にも関係するため、どこに位置づけるか議論が必要。
- ・ 「子どもの意見の尊重」では、子ども本人の意見だけでなく、意見を伝えにくい子どもを支える大人の意見も重要。
- ・ 「権利の主体としての尊重」では、研修の視点も含めるべきか検討が必要。
- ・ SDGsとの関係も考えながら、子どもの権利の視点を広く捉えることが大切。

《仁科委員》

- ・ 「子どもの意見の尊重」の項目は、子ども本人だけでなく、障害などで意見を伝えにくい子どもを支える親や大人の意見も含めて書く必要がある。そうしないと、当事者の実感とズレてしまう。

《田中委員》

- ・ 「子どもの最善の利益」の視点では、事業による子どもの変化だけでなく、大人がどのように子どもの権利を理解し、変わっていくかも重要。その点が評価項目として弱いのではないかと感じる。

《小澤委員》

- ・ 事業の効果は「子ども」だけでなく「地域」にも表れるため、「地域への効果」も評価項目に入れてはどうか。

《半田委員（評価手順について）》

- ・ 評価手順は、①研修 → ②担当課が評価 → ③子どもの権利部会で審議 → ④子ども・子育て会議へ報告 → ⑤公表という流れで進めるのはいかがか。
- ・ 評価対象が増えると部会の負担も増えるが、PDCAサイクルの中で改善していくべき。

【決定事項】

- ・ 評価項目は、「流山市子ども計画」で示された5つの理念に基づいて作成する方向で進める。
- ・ 「子どもの意見の尊重」には、子ども本人だけでなく、意見を伝えにくい子どもを支える大人の意見も含める方向で検討する。

- 「子どもの最善の利益」では、子どもだけでなく大人の変化も評価に含めることを検討する。
- 事業の効果を「地域」まで広げて評価する視点を追加する方向で検討する。
- 評価手順（研修 → 評価 → 権利部会審議 → 子ども・子育て会議報告 → 公表）は、この流れで進める。
- PDCA サイクルを回しながら、必要に応じて評価方法を見直していく。

（2）子ども・若者の意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）の作成検討

【概要】

- 子どもや若者の意見を市の施策に反映させるための「手引き（マニュアル）」を作成するにあたり、その内容や方向性について議論した。
- 手引きは、日本国憲法、子どもの権利条約、子ども基本法、流山市子ども計画などを根拠にして作られている。
- 手引きには、意見表明の必要性の根拠、参加の考え方（参加のはしご・ランディモデル）、意見聴取の流れ、声を聞く際に配慮すべき点などが整理されている。
- 子どもが安心して意見を言える環境づくり、声が届きにくい子どもへの配慮、関係者（保護者・支援者など）の意見の扱い、対象年齢の明確化などが主な論点となった。
- 市役所全体でこの手引きを使い、子どもの意見を聞く取り組みを広げていく方針が示された。

【主な意見】

《半田委員》

- ・ 手引きは根拠（憲法・条約・法律・市計画）が明確で、とても良い構成になっている。
- ・ 「参加のはしご」「ランディ・モデル」などの理論を取り入れ、意見を聞くだけでなく、どう反映したかのフィードバックを重視すべき。
- ・ 不登校、ヤングケアラー、障害のある子、外国にルーツのある子、社会的養護の子、性の多様性などを踏まえ、どのように声を聞き、反映させていくかが重要。
- ・ 関係者（保護者・支援者）の意見も、子どもの意見と併せて扱う視

点を手引きに加えることを検討したい。

- ・ 手引きが完成すれば、流山市のモデルとして全国にも示せる可能性がある。

《小菅委員》

- ・ こども基本法第11条は「こども」だけでなく「保護者・関係者」の意見も含むため、手引きにもその視点を入れるべき。
- ・ ワークショップなどで大人が同席することのメリット・デメリットを整理する必要がある。
- ・ 声が届きにくい子への配慮は、実施段階だけでなく「企画段階」から考えるべき。

《鷺尾室長（事務局）》

- ・ 関係者の意見をどう扱うかは重要であり、手引きの第1版にどこまで入れるか検討したい。
- ・ 手引きは今後も改訂しながらより良いものにしていく。

《伊ヶ崎委員》

- ・ 「若者」という言葉の対象年齢が曖昧であるため明確にした方がいい。

《半田委員》

- ・ こども・若者は、「流山市こども計画」にて0～29歳であると定めている。

《田中委員》

- ・ 手引きは全庁で研修し、すべての課がこどもの意見を聞く姿勢を持つべき。
- ・ 子ども家庭課が、他課の相談窓口として機能すると安心して取り組める。
- ・ こども会議以外でも、各課がこどもの意見を聞く機会を持てるようにしてほしい。

《平尾課長（事務局）》

- ・ 研修は市役所全体で行い、職員が異動しても対応できるようにする。
- ・ こども会議以外でも、各課が手引きを使って意見を聞く取り組みを進めてほしい。
- ・ 良い事例は研修などで共有し、全庁で広げていく。

《北根主任主事（事務局）》

- ・ 声が届きにくいこどもへの配慮（不登校、ヤングケアラーなど）に

ついて、注意点や追加項目があれば提案いただきたい。

【決定事項】

- 手引きは、こども・若者の意見だけでなく、必要に応じて保護者・関係者の意見も扱う方向で検討する。
- 声が届きにくいこどもへの配慮項目を見直し、必要に応じて追加・再整理する（例：経済的困難、乳幼児など）。
- 手引きは全庁研修で活用し、各課がこどもの意見を聴く取り組みを進める。
- 手引きは今後も改訂し、より良い内容にしていく。
- 手引きの構成や記述内容は、事務局と部会長が調整し、修正案を提示する。

(3) その他

- 次回の第3回流山市こどもの権利部会を令和8年2月13日（金）午前10時から開催する。

以上